

二宮石第61号
令和5年7月26日

各関係機関各位

石巻海上保安署長（公印省略）

第100回石巻川開き祭りに伴う航泊禁止について

標記について、別添『石巻港長公示第1号』（令和5年7月26日付）のとおりに公示しますので、ご理解ご協力いただき、関係先への周知方よろしくお願いいたします。

石巻港長公示 第 1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 7 月 26 日

石巻港長



第 100 回石巻川開き祭りに伴う航泊の禁止について

石巻川開き祭りに伴う海上行事（供養花火）が行われるため、下記により船舶（当該行事の警戒業務に従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 5 年 8 月 4 日（金） 1930 から 2000

2 区域

中瀬打上施設（第 1 候補場所）から南側 100 メートルの緯度線及び中瀬打上施設（第 2 候補場所）から北側 100 メートルの緯度線で囲まれる海域（別図参照）

3 その他

航泊禁止期間中、航泊禁止区域周辺に警戒船が配置される。

航泊禁止区域南方に簡易標識灯（白色、2 秒 1 閃）が設置される。

令和5年度 石巻川開き祭り供養花火
航泊禁止区域図（8月4日）



打上施設 (第1候補)
北緯38度25分30秒
東経141度18分42秒

打上施設 (第2候補)
北緯38度25分33秒
東経141度18分40秒

航泊禁止区域

簡易浮標